

## 山梨県立大学における研究インテグリティ確保のための管理規程

(令和6年9月9日制定 大学第3111号)

### (目的)

第1条 この規程は、山梨県立大学（以下「本学」という。）における研究インテグリティの適切な確保に関し必要な事項を定め、もって国際的に信頼性のある研究環境を構築することを目的とする。

### (定義)

第2条 この規程において「研究インテグリティ」とは、研究活動の国際化及びオープン化に伴うリスクに対する研究の健全性・公正性をいう。

2 この規程において「研究者」とは、本学において研究活動を行う教職員等（公立大学法人山梨県立大学利益相反マネジメント規程（平成28年7月1日法人第4111号）第2条第1号）に規定する教職員等をいう。）をいう。

### (学長の責務)

第3条 学長は、本学における研究インテグリティの確保のため、マネジメント体制の整備を図るものとする。

### (研究者の責務)

第4条 研究者は、自らの研究活動の透明性を確保し、説明責任を果たすため、必要な情報について本学に報告を行うものとする。

### (統括責任者)

第5条 本学に、研究インテグリティの確保に関する業務を統括するため、統括責任者を置く。

2 統括責任者は、理事（研究担当）をもって充てる。

### (研究インテグリティ・マネジメント委員会)

第6条 本学に、研究インテグリティの確保に係る重要事項を審議するため、研究インテグリティ・マネジメント委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (委員会の組織)

第7条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（研究担当）
- (2) 学部長及び研究科長
- (3) 事務局長
- (4) その他委員長が必要と認めたもの

### (委員長)

第8条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集しその議長となる。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名した委員が、その職務を代行する。

### (議事)

第9条 委員会の会議は、委員の3分の2以上の出席がなければ、開くことができない。

2 委員会の議事は、出席委員の3分の2以上をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席)

第10条 委員長は、必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(相談窓口)

第11条 研究インテグリティの確保に関する相談又は報告を受け付けるため、相談窓口を置く。

2 前項の相談窓口を担当者を置き、事務局の職員をもって充てる。

3 相談窓口の職員は、相談又は報告を受け付けた場合は、必要に応じて、統括責任者に報告するものとする。

(研修)

第12条 統括責任者は、研究インテグリティを確保するため、研究者に対し、計画的に研修を実施するものとする。

(利益相反)

第13条 研究インテグリティの確保に係る利益相反マネジメントについては、利益相反マネジメント規程に定めるところによる。この場合において、同規定第2条第2号イに規定する「企業等」には、外国政府及び外国の機関、大学等が含まれるものとする。

(事務)

第14条 研究インテグリティの確保に係る事務は、経営企画課において行う。

(委任)

第15条 この規程に定めるもののほか、研究インテグリティの確保に関し必要な事項は、学長が定める。

## 附 則

この規程は、令和6年9月9日から施行する。